

「指定給水装置工事業者研修テキスト 2010 年版」 正誤表

頁	行数	項目	誤	正 (赤字が訂正箇所)
21	下から 15 行目	【水道法施行規則 第 18 条】第 2 項第 2 号	法人にあつては、 一定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、	法人にあつては定款及び登記事項証明書、
26	上から 7 行目	【水道法施行規則 第 34 条】第 1 項	次の各号に定めるものとする。	次の各号に掲げるものとする。
26	上から 15 行目、16 行目	【水道法施行規則 第 34 条】第 2 項第 1 号	法人にあつては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、	法人にあつては定款及び登記事項証明書、
26	下から 14 行目	【水道法施行規則 第 34 条】第 2 項第 2 号	書類及び登記簿の謄本	書類及び登記事項証明書
58	上から 8 行目	図 3-2 及び図 3-3	下図 (左誤)	下図 (右正)

